

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、放送大学学園（以下「学園」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、学園における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、学園の役職員及び学生等の安全確保を図るとともに、放送大学（以下「大学」という。）の教育研究活動、放送授業の安定的な送信及び事務の執行を維持することを目的とする。

2 学園の危機管理については、他の法令等及び学園の規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規則において「役職員及び学生等」とは、学園の役員及び教職員並びに大学の学生並びに学園において業務を行うことが認められている者をいう。

2 この規則において「危機」とは、火災、災害、テロ、重篤な感染症等の発生その他の重大な事件又は事故により、役職員及び学生等の生命若しくは身体又は学園の組織、財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。

3 この規則において「危機管理」とは、想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講ずるとともに、危機発生時において、原因及び状況の把握・分析並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。

4 この規則において「部署」とは、学園の事務局の部、課及び室をいう。

### (危機管理基本指針)

第3条 学園における危機管理は、危機管理対策の基本的方針・枠組みを定めた危機管理基本指針に基づいて行うものとする。

### (理事長等の責務)

第4条 理事長は、学園における危機管理を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 役員及び教職員は、危機管理意識をもって、その職務の遂行に当たるものとする。

### (理事長の代理者)

第5条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

## 第2章 平常時における危機管理

### (危機管理委員会)

第6条 学園における危機管理に関し必要な事項を検討するとともに、その実施を図るため、放送大学学園危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第3章 緊急時における危機管理

### (危機に関する通報等)

第7条 役職員及び学生等は、緊急に対処すべき危機が発生し、又は発生するおそれがあることを発見した場合は、別に定める部署の長に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた部署の長は、速やかに当該危機の状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

(危機対策本部の設置)

第8条 理事長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講ずる必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部の構成等は、次のとおりとする。

- 一 理事長
- 二 学長
- 三 常勤の理事（理事長及び学長を除く。）
- 四 副学長
- 五 附属図書館長
- 六 次世代教育研究開発センター長
- 七 事務局長
- 八 部長及び参事役

3 本部長は、理事長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

4 対策本部に副本部長を置き、学長及び理事長があらかじめ指名する理事をもって充て、本部長を補佐する。

5 第2項各号に掲げる者のほか、本部長は必要と認める者を本部員に加えることができる。

6 対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、理事長があらかじめ定めるとともに、役員及び教職員に周知しておくものとする。

7 対策本部は、理事長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

8 対策本部の庶務は、総務部総務課が行う。

(危機対策本部の業務)

第9条 対策本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 危機に係る情報の収集及び分析に関すること。
- 二 危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。
- 三 危機に係る役職員及び学生等への情報提供に関すること。
- 四 危機に係る関係機関との連絡調整に係ること。
- 五 危機に係る報道機関への情報提供に係ること。
- 六 その他危機への対応について必要な事項に関すること。

第4章 雑則

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年3月22日から施行する。

附 則（平成24年5月28日）

この規則は、平成24年5月28日から施行する。

附 則（平成25年3月18日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月12日）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。